

令和2年兵庫県立大学工学研究科規程第1号

兵庫県立大学工学研究科・工学部学生表彰の授与等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学工学研究科又は工学部に在籍する学生のうち、課外活動において、特に顕著な功績があると認められた者を顕彰するために必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する学生に、これを行うことができる。

- (1) 工学研究科・工学部に在籍中の学業のみならず、課外活動において顕著な実績を上げたと評価された者
- (2) 前号に掲げるもののほか、工学研究科・工学部への寄与が特に顕著であると評価された者

(被表彰者の選考)

第3条 工学研究科・工学部運営会議規程(平成25年兵庫県立大学工学研究科規程第4号)第3条第2号から第6号に規定する者は、前条各号のいずれかに該当すると認められる工学研究科・工学部の学生を工学研究科長に推薦することができる。

2 被表彰者の選考は、前項の推薦に基づき、工学研究科・工学部教授会で審議し、決定する。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、工学研究科長が表彰状を授与することにより行うものとする。

2 表彰には副賞を添えることができる。

(選考及び表彰の時期)

第5条 原則として、選考の時期は毎年2月、表彰の時期は毎年3月とする。

(公表)

第6条 被表彰者は、学内広報及び工学研究科のホームページ上に公表し、その名誉をたたえるものとする。

(庶務)

第7条 学生表彰の授与等に関する庶務は、姫路工学キャンパス経営部総務課が行う。

(規程の改正)

第8条 この規程の改正は、工学研究科・工学部運営会議の議決による。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は 令和2年3月1日から施行する。